

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年11月22日に実施した環境事業部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年1月29日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 久保田 義 則

同 岸 浪 孝 志

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成19年1月22日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

清掃施設課の各事業の委託料の支出に関する事務における、橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託について、1者随意契約先である財団法人相模原市みちの協会から徴している見積書に積算誤りがあり、その内容を精査することなく、過大な金額のまま契約を行っていた不適切な事例につきましては、次のとおり改善を行いました。

ア 当該見積書において、相模原駅北口の公衆トイレは、床面や衛生器具の清掃が1日1回であるにもかかわらず、他の駅における1日2回の清掃単価を用いていたことにつきましては、同トイレの清掃単価を1日1回の清掃単価に改めることといたしました。

イ 当該見積書において、租税公課として計上している収入印紙代が、実際に必要な収入印紙代とは相違していたことにつきましては、実際の収入印紙の使用実態に合わせ、40,400円といたしました。

ウ ア及びイの結果、現在の契約金額から1,320,463円を減じる必要が生じたため、平成18年12月5日に財団法人相模原市みちの協会から改めて見積書を徴し、同年12月22日付で契約金額を減ずる変更契約を締結いたしました。

(参考)

環境事業部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成18年11月22日

2 監査の結果（抜粋）

(1) 清掃施設課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託契約において、1者随意契約先である財団法人相模原市みちの協会から徴している見積書に積算誤りがあり、その内容を精査することなく、過大な金額のまま契約を行っている不適切な事例が見られた。

当該見積書において、相模原駅北口の公衆トイレは、床面や衛生

器具の清掃が1日1回であるにもかかわらず、他の駅における1日2回の清掃単価を用いており、単純計算では約125万円の過大見積りとなっていた。また、租税公課として収入印紙代4万円を計上しているが、実際に必要な収入印紙代とは相違していた。

1者随意契約における見積書は、契約金額そのものにも相当することを認識し、その内容を十分確認するとともに、委託料の支出事務に当たっては、チェック体制の確立を図ることにより、適正な事務処理が行われるよう努められたい。